

(第一類 第九号)

第一百二十六回国会商工委員会

平成五年四月二十日(火曜日)

午前十時七分開議

出席委員

委員長 井上 普方君

理事 新井 将敬君

理事 金子 一義君

理事 山本 拓君

理事 安田 範君

甘利 明君

尾身 幸次君

田原 隆君

真鍋 光広君

増田 敏男君

江田 五月君

鈴木 久君

安田 修三君

長田 武士君

小沢 和秋君

岩村卯一郎君

渡辺 秀央君

清水 勇君

武藤 山治君

吉田 春田

川端 博之君

土志田 征一君

江崎 格君

桑原 茂樹君

中小企業厅計画部長

井出 亜夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 森 喜朗君

出席政府委員

経済企画庁調整局長

経済企画庁調査局長

通商産業大臣官房総務審議官

通商産業省産業政策局長

中小企業厅長官

中小企業厅計画部長

中小企業厅小規模企業部長

井出 亜夫君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 山下 弘文君

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に関する件

商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案(内閣提出第二六号)

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

○井上委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

事業者の支援に関する法律案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

○武藤(山)委員 今回通産省は、商工会及び商工會議所による小規模事業者の支援に関する法律案並びに中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

○武藤(山)委員 最初にお尋ねをしてみたいと思うわけであります。最初は大ざっぱな、政治家としての、また通産大臣としての見解で結構なのであります。現在の景気動向、景気はどんな状況にあるという御認識でござりますか。大臣の認識をまず先に伺いたいと思います。

○森國務大臣 お尋ねをしてみたいと思うわけであります。最初は大ざっぱな、政治家としての、また通産大臣としての見解で結構なのであります。現在の景気動向、景気はどんな状況にあるといふうな

講ずるか、その一環を見ていいと思いますので、それとかわる事項として、法律そのものからは少し離れます。大臣並びに企画庁の見解を最初

にお尋ねをしてみたいと思うわけであります。

○武藤(山)委員 お尋ねをしてみたいと思うわけであります。最初は大ざっぱな、政治家としての、また通産大臣としての見解で結構なのであります。現在の景気動向、景気はどんな状況にあるといふうな

講ずるか、その一環を見ていいと思いますので、それとかわる事項として、法律そのものからは少し離れます。大臣並びに企画庁の見解を最初

にお尋ねをしてみたいと思うわけであります。

○森國務大臣 お尋ねをしてみたいと思うわけであります。最初は大ざっぱな、政治家としての、また通産大臣としての見解で結構なのであります。現在の景気動向、景気はどんな状況にあるといふうな

講ずるか、その一環を見ていいと思いますので、それとかわる事項として、法律そのものからは少し離れます。大臣並びに企画庁の見解を最初

にお尋ねをしてみたいと思うわけであります。

○森國務大臣 武藤委員からの、今の景気をどのように見ておるかということでございまして、御承知のように、新しい景気対策を講じたときと、

議録第十四号

日本首脳会談が行われたことからいろいろな変化がござりますので、全体的に少し甘い見方になるとをお許しをいただきたい。甘いというの

は、甘い辛いをシビアに見てないという意味ではございませんで、何となく少し大まかになるのか

などということをお許しをいただきたいのであります。ですが、明るさが見られるというのは、鉱工業の生産、出荷、乗用車販売など一部に回復の兆しを示す動きが徐々にあらわれてきているのは委員も御承知だと思います。これは事実確かなことでございます。ただ、在庫調整が進展している中で二

月の鉱工業生産は季節調整で前月比プラス二・一%というところでございまして、これは五ヵ月ぶりのプラスでござります。それから出荷も季調で前月比プラス二・二%ということで、これも二ヵ月連続のプラスになつております。また乗用車の販売も前年比プラス三・三%ということで、これは実際に二十五ヵ月ぶりのプラスになつているわけでございます。

○武藤(山)委員 企画庁の見解ではもう景気は三月で大体底をつけた、そう言い切れる程度の数字が見られるのか、いやまだ底をついていない、そういう状況なのか、この間企画庁長官は宇宙で、景気明るさが見えてきたという表現で演説をしたのが報道されているわけであります

が、大体三月いっぱい底をついたのかな、そんな印象を与えたわけですが、その辺はどう把握しているのか。

○武藤(山)委員 それから、住宅金融公庫の金利を極端にずっと引き下げまして、住宅建設がかなり増加の傾向になつてゐるのだろうと私は見てゐるのであります

が、その辺はどう見ているのか、余り遠い数字ではない、直近の数字があればその動向をちょっと知りたい。

○武藤(山)委員 それから、個人消費が一、二月ごろはまだ大変低迷していますが、どうでしようか、三月の動向、

最近の状況は幾らかいい方向に動きつつあるのかどうか、その辺のごく近いところの感じはどうでしようか、企画庁。

○土志田政府委員 まず全体的な現状認識についてでございますが、まだ現在の段階におきましては、引き続き日本経済は調整過程にありまして低迷をしているという感じでございまして、底ばい

の状態というのが私どもの現状の判断でございま
す。

先ほど通産大臣からもお話をございましたけれども、公共投資あるいは住宅の回復の動きに加えまして、最近新車の登録台数とか生産、出荷動向、明るい数字が出ておりますけれども、やはり国内需要の大宗を占める消費、設備投資の動向について見ますと、消費については伸びが低いわけでございますし、設備投資は依然マイナス、減少しているというふうに判断をしておりまして、こういつた明るい兆しの見える指標が今後先行きについては広がっていくということを期待しておりますけれども、現時点では低迷しているという基本的な判断を変えるようなところまではいつております。

それから、ちょっと最近の消費の動向についてお尋ねがございましたけれども、三月の数字といふのは、出ておりますのは新車の登録台数が前年比三・三%増、二十五カ月ぶりにプラスになつてゐるということと、他方百貨店の販売額は東京一・四%減、大阪一二・六%減と二けたの前年同月比のマイナスになつておりますと、そういうことでは消費の動向について全体として変わつたという判断はまだできないというふうに見ております。

○武藤(山)委員 企画庁、パブルのときの三、四年間、超成長を遂げ消費が激増した、その当時と比較して今の水準というのは、その前の一九八六年ごとく比較するある程度納得のいく好ましい水準じゃないのかな、一九八七、八、九、この辺と比較するとかなり低い水準だけれども、あの三年間というのは異常などにかく伸びを示した時期なのですね。身長でいえば、一メーター五十分ない身長で七十キロ、八十キロの体重になつてしまつたという感じで、これをスリム化してやはり適正体重の五十キロぐらいにしなければ内臓がどこか傷む、そういう状況だったのが今一生懸命スリムになろうとしているので、個人消費とか設備投資が過去のああいう全盛期の一、二、四年間続

いた様子と比べて不況だ不況だと言うのは当たらないと思うのですが、その辺は企画庁はどう見ているのですか。どの程度の水準にいけば、まあまあという我慢どころだな、日本経済全体の規模からいつて、そういう消費水準とか投資の水準というのを何か目安というのを考えているですか。それとも、とにかく前月比なり前年比で落ち込みが激しいからこれは大変なのだということだけで処理しようとしているのですか。好ましい日本経済全体の姿というものを描いて、その場合の個人消費なり投資のあるべき姿を、ノーマルな経済状態のときはこの辺でいいのではないか、そういう青写真というのを企画庁は持っていないのですか。

宗を占めます、先ほども通産大臣からお話をありましたが国内需要の四分の三を占めます消費と投資というものが、いわば平成景気の反動という面もございまして、さらにはまたバブル崩壊に伴いまして資産価格の下落の影響もございましてかなり低迷しているという状況であること、これは率直に申し上げなければならない現実だと思います。しかししながら、中長期的に見ますと、昨年の六月に策定されました「生活大国五か年計画」でも示されておりますように、中期的には3%台半ば、内需について申しますと三カ四分の三というような成長というものが日本経済にとってこれから先々の中長期的な望ましい一つの姿ではないか、このようにも思つてはいるわけでありまして、そのような成長を支える消費なり投資というものがこれから必要ではないか。今そのような巡航速度の成長に向けての移行プロセスにある。ようやくそういう中での回復の素地が徐々につくられつつある中で今般の対策が講ぜられている、このように理解をいたしております。

まして從来型の循環的な側面を持ちますとともに、他方におきましてもバブル崩壊に伴います資産価格の下落、そのような從来ない要因があるわけでございまして、この両者が相絡み合つて現在の局面をもたらしていると思うわけでございます。したがいまして、循環的な側面だけを取り出してというふうに申し上げるのはなかなか難しいかと思ひますけれども、これら複合した要因のもとで生じております現在の後退的な局面につきましては、昨年三月の緊急経済対策あるいは八月の総合経済対策、そしてまた今般の新総合経済対策というようなものを通じまして、我が國の経済が、本年の後半に入つてまいりますといわば民間内需、消費でありますとか投資というものが徐々に回復の足取りを確実なものにするという方向をたどりまして、年度後半になつてまいりますと景気の回復感といいうものが広がつていくというふうに考えておりますし、またそのような方向での政策的な推進を図つていくことが今の日本経済に期待されていることだと考えております。

○武藤(山)委員 年の後半、後半というのは何月ころを指すのかね。

○長瀬政府委員 厳密に何月というふうに申し上げることもなかなか難しいかと思いますけれども、姿といいたしましては、本年の前半の時期は何と申しましても公共投資、これは御高承のようないに平成五年度予算の前倒し執行が行われますので、本年度上期はそれらが内需を下支えする働きをいたしますとともに、民間住宅投資が、政策的な支援も相ましまして内需を支えていくと思われるわけであります。しかしながら、民間内需の自律回復力といいものも強くはないという面があるわけでありますので、本年度後半につきましては、切れ目がないような公共投資の切れ目のない執行がなされると、今般、総合経済対策におきましても公共投資等の追加がなされたところでありますと、年度全体を通じて公共投資の切れ目のない執行がなされる中で、年度の後半に入つてまいりますと消費が

徐々に回復をし、また設備投資も緩やかに回復の方向に向かい、次第に民間内需が成長の前面に出てくるという形ではないかと思いまして、何月というふうに申し上げる点につきましてはお許しをいただきたいと思いますけれども、年度の後半に入つてまいりますとそういう姿に移行していくことを期待し、またそれを推進していくかなければならないと考えております。

○武藤(山)委員 調整局長は専門家ですから、論争してもかなわないと思うから余り論争したりしませんけれども、円高問題で、過去において一九八五年一ドル二百五十円だった円が、二年間で、八六年一ドル二百五十円だった円が、二年間で、八六年の終わりころには一ドル百五十円になつたのです。二年間で百円の円高、そこで政府はその当時、円高対策、これはもう大変だというので、プラザ合意の八五年九月二十二日、ドル高是正といふことから一挙に円高になりましたね、そこで日本経済に大打撃を与えるというので、金利は安くするわ、公共的にも政府資金を出せるだけ出すわでやつた結果がバブルになつて、ついにバブル崩壊をする。またここでバブル崩壊後の経済が大変だ大変だで昨年からまた今度は十三兆円の対策を講ずる、こういうことで、オオカミ少年にぶつたまげて余りやり過ぎた結果がまた変なことにならないのか。前のバブルほどじゃないが、自由経済というのは業者が自己責任で自発的に自主的にそれぞれ経済の営みをやつて目に見えない系でうまく調和がとれるというのが自由経済の大原則でありますから、政府はできるだけそういうものに干渉しない、介入しないというのが最も望ましいわけなんですね。しかし緊急避難的にやむを得ないというのでモルヒネ注射を打つわけなんですが、モルヒネを打ち過ぎた後は必ず後遺症が出てくる。そういうことを調整局としては常に十分関心を持つて、この程度までのモルヒネなら後遺症を残さない、そう心配はないという線を常に考えなければいかぬと思うのですね。そうすると、現在の対策程度ならばそういう心配は全くなくいいよと言いつ切れるのですか。それをちょ

つと見解を教えてください。

○長瀬政府委員 ただいま賜りました先生からの御指摘は、経済運営に關しまして常に心しなければならない非常に重要な点だと思つております。ただ、現在の状況、先ほども通産大臣から御答弁がございましたように、まだ予断を許さないような状況でございますが、とりわけ民間内需の自律回復力というものが決して楽観できるほど強くはないということがあるわけでござりますし、また、六十二年当時と比較をいたしましても、マネーラサプライでございますとか、あるいは株価でござりますとか、さらには地価という面でありますとか、そういう点で六十二年五月の緊急経済対策策定当時とはかなり経済の地合いというものが異なつてゐるというふうに思われるわけでござります。同時にまた、あの経験を踏まえて地価高騰への対応というような面からさまざまな税制その他監視区域制度等々対策が講ぜられているところでございます。

そういうことではありますので、現時点ではバブル再燃というような状況はないとは思いますが、それでも、しかしながら、この点につきましては今般の対策の中におきましても、景気の回復の足取りに細心の注意を払いつつ、機動的かつ適切な実施を図ることが不可欠だ、こう述べておりますて、この「適切かつ機動的な実施」という表現の含意は、他方においては御指摘のよう、これは先々でありますけれども、仮にもバブル再燃というような兆しがあるならばこれに機動的に対応しなければならない。そういう中で円滑な軌道に乗せていく、こういうことでございます。第一次石油危機の際の教訓が第二次石油危機に生かされたと同じように、やはり先駆のバブルの経験といふものが今回も十分生かされながら政策運営がなされていくということは大変重要なことだと思つております。

○武藤(山)委員 長瀬調整局長には、期待をして

なつていかといふことに十分注意をしておかないと、やはり前の繰り返した過ちを結果的に引き起こしてしまうことになりはしないか。これは大蔵省の守備範囲でありますから、企画局としても十分目を光らせて、対応をおくれないようにしてほしいという希望を申し上げておきたいわけあります。

それから大臣にちょっとお尋ねいたしますが、またこの間宮澤総理がクリントンとお会いしたときに、報道によるとクリントン大統領は、日本の輸出について数量的に規制しよう、目標値をつくる、日本はできるだけアメリカの物を買うように数字で示していきたい。例えば半導体や自動車部品のように量的規制まで、あるいはシェアの数字で押しつけていくとしたらいい。しかし、宮澤さんはそれはばんと断つた。前に森通産大臣も自動車部品についてはノーと言つて帰つてきた。そなんですが、彼のブレーンと彼自身は、よし、そういう目標値の設定に日本が応じないならば、それを管理貿易と言つてやつてやろう。ちょうどヨーロッパの歐州評議会が一ドル百円まで日本を追い詰めようということを一応決めた、あれと同じような発想をクリントンは持つたのかな。そこで、プラザ合意のときの例を引用したにすぎないんだと宮澤さんは言つたけれども、クリントンの本心は、よし、これならば円高誇張で日本の輸出がしづらいよう攻め立てよう、そういうことでスタッフの進言に恐らく同調してああいう発言になつたのではないかなというふうに勘ぐつてゐるのであります。

まあそうかどうかなんというものは大臣に聞いてみて答えられないのです。それはうつかり大臣のクリントン批判になるから言えないとは思うんだけども、いずれにしても、首脳会談をやつた翌日

にああいう誤解を受けるようなことを発言して、そして円が一円に一日で二円も上がる。今まで十円の円高になるためには、前回は四年七ヵ月かかることがございませんが、円のレートというの

はその国の経済の基礎的な条件というものを反映

れに水を差してしまつたわけであります。

この円高の基調について、自由経済なんだか、管理貿易的な目標値を定めて、あるいはシェアを決めてアメリカの物を買わねばならぬという印象を与えた結果、昨日は株価が大変な下落、ダウ平均三百六十何円下りましたね。二万円を割つた。二万円台に乗つてやれやれとほつとしたという状況になつたのであります。

これが水を差してしまつたわけであります。

○森国務大臣 武藤委員、実に難しい選択を私に求められました。委員も随分いろいろな角度から取り決めをするよりは、円高の方がよりました、どちら側の方が日本に

よりベターだと思うのか。どちら側の方が日本に

とつて被害が大きいと考えるのか。国益を考える

大臣という立場から判断したときにはどういう判断になりますか。

○森国務大臣 武藤委員、実に難しい選択を私に求められました。委員も随分いろいろな角度から取り決めをするよりは、円高の方がよりました、どちら側の方が日本に

よりベターだと思うのか。どちら側の方が日本に

とつて被害が大きいと考えるのか。国益を考える

大臣という立場から判断したときにはどういう判断になりますか。

○森国務大臣 武藤委員、実に難しい選択を私に求められました。委員も随分いろいろな角度から

取り決めをするよりは、円高の方がよりました、どちら側の方が日本に

よりベターだと思うのか。どちら側の方が日本に

とつて被害が大きいと考えるのか。国益を考える

大臣という立場から判断したときにはどういう判断になりますか。

○森国務大臣 武藤委員、実に難しい選択を私に求められました。委員も随分いろいろな角度から

取り決めをするよりは、円高の方がよりました、どちら側の方が日本に

よりベターだと思うのか。どちら側の方が日本に

とつて被害が大きいと考えるのか。国益を考える

大臣という立場から判断したときにはどういう判断になりますか。

○森国務大臣 武藤委員、実に難しい選択を私に

求められました。委員も随分いろいろな角度から

取り決めをするよりは、円高の方がよりました、どちら側の方が日本に

よりベターだと思うのか。どちら側の方が日本に

とつて被害が大きいと考えるのか。国益を考える

大臣という立場から判断したときにはどういう判断になりますか。

○森国務大臣 武藤委員、実に難しい選択を私に

するということをございましたし、ただ、思惑の動きというのは、これも常に回るものでござります。したがつて、また近く開かれるG7でありますとかこれからいろいろな一連の通商関係の会合、あるいはサミットまでの間に何かそういうことが話し合われて調整をされるのではないかと思います。そういうような思惑が動いておるということは間違いないがないというふうに我々は推測しております。

基本的に言えば、やはり今せつからく景気が、先ほど冒頭に武藤さんのインポート部分は、少し明るさが見えてきたのだとおっしゃった。せつからここまで来ておりますのに、しかもなおかつこうした経済対策をきちんと補完的にまた講じたところでございますから、この時期にこういう急激な、しかも思惑で動くということは、これもまさしく日本の景気回復に対しても足を引っ張ることになることは言うまでもないことであります。そのことは結果的に、日本の景気を回復し内需を拡大して輸入を促進していく、というのが基本的な対策でありますから、日本の景気回復がおくれれば、これがまた停滞をすれば結局アメリカにとつてもプラスにはならないんだということを我々は強く発言もいたしておりますのでありますし、総理もその点については強くコメントをされておられるわけでございます。

りまして、そういう方々の言い分をある意味では代弁をされたのかな。私が実はカンターさんにお目にかかりましたときに、半導体の問題でこうしたこと強く否定を申し上げておられました。あるいはアンチダンピングの鉄鋼の問題も申し上げましたら、カンターさんもブラウンさんも私に対しても、「いや、これはみんな弁護士なんだ、こういうふうなお話をございまして、弁護士というのは頼まれたことを、それを代弁するというのも弁護士業務みたいなところがあるわけでございますから、やはり十二年ぶりに政権を獲得された、その選挙の過程あるいはこれまでの間にアメリカの中の経済界の中あるいは産業界の中にそうした声が非常に強い、そういう声をやはり代弁をされたというよう受けとめられるのではないかなどという感じも実は私は感想として持つておるわけでござりますが、先ほど申し上げましたように、どちらがいいのかということは論ずるべきではございませんで、両方ともあつてはならないことであるし、ただ、為替につきましては、長い将来を見て日本の経済状況に見合ったものになつていくこと、最終的には円高というのはむしろ日本の経済にとってプラス面であるということはこの際申し上げておきますが、ただ、今のような思惑で急激な変化というのは、日本の景気の足取りをさらにも悪くさせる、アメリカの景気もはかばかしくない、輸出につながらない、そのことは世界経済全体にも影響する。このように申し上げさせていただいて、大変難しい御質問でございましたが、どうぞ御賛意を賜ればと思います。

台ということになりますとかなりのマイナス面が出てくると思うのですが、金額にしてどのくらい十円で輸出産業に打撃を与えるのか。算術計算的にお申し上げるかどうかになりますか。

○長瀬政府委員 お答えいたします。

円高が一〇%進みますとどのぐらい経済に対し影響を与えるかという点につきましては、私どもの世界経済モデルによる試算が可能でございますけれども、ちょっと手元に今、貿易関係、輸出入、国際収支についてどのような影響があるかといたいう数字を持ち合わせておりますんけれども、実質G.N.P.に対しましては〇・四%強と申しますが、これはいろんな需給関係そのほかによって変わってくると思いますけれども、そのような影響があるのではないかというようなことがありますから、そのうかと思ひます。

そういう中にありまして、国際収支ということになつてまいりますと、短期的には円高になつてしまりますから、いわばJカーブ効果と申しますが、ドル建ての価格が上がつてまいりますので黒字が増加をする、こういうことになるわけでございまして、したがいまして、景気がようやく回復の素地が生まれつたる中でこのような円高といふ状況になつてまいりますと、一方では、国際収支の面では、むしろJカーブ効果によつて国際収支の黒字が短期的にはふえながら、他方では、輸出産業に対して影響を与えて、国内経済に対してこれを押しつけると申しますか、回復に対してやや水を差す、そういう方向に働くことは定性的に申し上げることができますかと思います。

○熊野政府委員 輸出の中のドル建て比率は、昨年の秋ごろの統計で見ますと四七%ぐらいでございます。他方、円建てが四〇%ぐらいでございまして、それ以外の通貨建てのものが残差になるかと思います。

それから、輸入について見ますと、やはり去年の秋ごろの統計でございますけれども、約七五%

○武藤(山)委員 今の数字を見ると、円高でも輸出の方は円建てで四〇%あるということは、日本としてはかなり強みですね。できるだけ円建てに業者はどんどん変えていくようになるのだろうとは思うのですが、アメリカのドルが、財政赤字と貿易赤字がなかなか解消できない、とのつままり、何年先かわからぬが、ドルが国際通貨としての機能を果たさない、ドルの魔貨、かつてイギリスのポンドが魔貨されてドルにかわられたように、やはりアメリカが本気で財政再建と貿易の改善ができないとなるとドルは世界通貨からおざるを得なくなってくるんではないか。ドルの相場が幾らぐらいになつたときに国際的信用を失墜するかは大変難しい見方であります、もし企画庁あたりでそういう研究をしている人がいたらしやべつてもらいたいのであります。が、その場合に、やはり円、マルクあるいはECU、今度のECの新通貨、そういうようなものに取つてかわられるのか、それとも、IMFで国際通貨を一応つくりましたので、バケット方式でそれぞれの国の通貨指数を出して国際通貨というものに置きかえていくのか、それとも、このドルというものはまだこれから五十年、百年もつんだ、資源がたくさんある国だし、国の面積は広いし、ポンドのような運命をたどることはあり得ない、そう見るのを、長期的に見た場合ドルの運命いかん、これは企画庁どう答えるかな。

○土志田政府委員 お答えいたします。

私ども特に研究をしている例は最近ございませんけれども、基本的な方向としては、多極通貨化といいましょうか、少しづつドルの役割のウエートが下がっていくだろうというのは一般的な見方ではないかというふうに思われますが、完全にボンドと同じようにというふうな見方は、また逆にないというふうに考えております。

○武藤(山)委員 そうだよね。役所がここでドルは終わりになるよなどと言つたらアメリカとの大変な問題を起こすから言えないと思うのであります。

す。

大変時間が経過しちゃつて本論の方に、遅くなりましたが、中小企業の倒産状況です。今回出している法案は、いずれにしても小規模事業者、中小零細業者というものにもつてこ入れをしてやろうという趣旨でありますから、中小企業さらには小規模事業といふものに通産省としていろいろ努力している証左だとは思うのであります。そういう努力に対しても贊意を表し、応援をしたいと思ひます。

そこで、ちょっとお尋ねをしたいのは中小企業の倒産状況です。これを見ますと、円高不況のときあたりは一万件を超える倒産件数が、平成元年七千二百十八件、平成二年六千四百四十一件、平成三年になりますとがくつとふえて一万六百四十九件、平成四年、昨年が一万三千九百六十件、金額にして負債総額が六兆八百九十億円、こういう状況で推移してまいりました。現在の推移の状況は、この一月が九百六十九件、一月が千百十三件。さて、件数は増加傾向になるか、平成四年の十二月ぐらいで頭打ちという読みをするのか、ことしの中小企業の倒産の動向については通産省はどう見通しているわけでありますか。

○森国務大臣 今委員から御指摘がありました数字は私どもも持っております。少し違ひもございまが、大体大筋は同じでござります。中小企業のこういう厳しい景況を背景といたしまして、やはり倒産は増加傾向にあることは今数字から出ております。四年度中の中小企業の倒産件数は約一万四千五百件、円高不況時の昭和六十一年度以来の高水準になつております。最近の月ごとも、今委員から一月、二月のお話がございました。三月も千三百十七件で、比率でまいりますと三三・六%でございますので、そういう数字を見ますと対前年同月比では絶じて大幅な増加を続けておるところでございまして、倒産というのは景気の波よりも少しタイムラグがあつておくれているといふようなことから考えてまいりますと、倒産件数も増加傾向がとまつたという気配は現在のところ

見出しえないといふのが実情であろうかと思つて

おります。

こうした状況で、ぜひ通産省としても

各種倒産防止対策や般的経済対策に基

づく中小企業対策等によりまして中小企業の倒産

防止に万全を期したい、このように考えておるところでございます。

○武藤(山)委員 そこで、中小企業の関連倒産の

場合に共済制度をつくったのは、これはほらを吹

くようであります私が私の提案で、当時の福田總理

が予算委員会で私の案を承認してくれて、翌年法

律ができた、そういう制度がこの中小企業倒産防

止共済制度なんですね。私の提案は共済制度じや

とか十年年賦で国に返済をさせる、そういう制

度を提案したのですが、それはちょっと無理だとい

うので、通産省はこういう掛金制度にして運営を

しているわけでありますが、これが十分機能して

いるのでしょうか、現在この制度が

いる前でいい答弁をしなくちゃならないな。よ

ろしく。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。

中小企業倒産防止共済制度の共済の貸し付け状

況でござりますけれども、平成二年におきまし

て、件数といたしまして三千九百十一件、金額に

いたしまして約三百十億円の貸し付けが行われた

わけござります。その後の展開を見ますと、三

年度におきましては七千百九十四件、五百九十六

億、四年度におきましては一万八百七十件に対し

まして金額としては八百六十億といふことでござ

いまして、景気が悪くなるに従い、また倒産件数

がふえるに従い、この貸し付けの額も件数も多く

なつております。その不況におきましてこの

制度は有效地機能しておるというふうに判断を

しております。

〔安田(範)委員長代理退席、委員長着席〕

○武藤(山)委員 確かに件数、金額ともふえてい

ますね。三年度が七千百九十四件で五百九十六

億、四年度は一万件を超え、八百六十億ですから

ふえてはいるのですが、全体の負債総額が六兆もある中で比較してみると金額が随分少ないんだな。というのは、受付窓口がうるさくて条件が整わないと、あるいは掛け金が一ヶ月おくれたとかといふ不誠実な点があるといふるい落とされるとか、大変審査が厳しい点があるのじやないかといふ。二の業者から陳情を受けたことがあるのであります、その審査の日数とか、申請があつたら迅速に対応するというシステムがこれはきちっとできているのでしょうか。八百六十億というのもちよつと今の倒産の状況からいくと、六兆円も負債総額がある中小企業の倒産の中で自己責任でない関連倒産というのは少ないんだない印象なんですか、担当部長どうでしようか。それから審査の条件でござりますけれども、これはある程度共済のお金を預かっておるわけでござりますが、基本的には二週間以内ということで処理をしております。

○井出政府委員 審査の日数等についてでござりますので、その管理というものは十分にございまして、中小企業者相互の相互扶助の制度でございまして、その管理といふものには十分にやらないければならないということ、そこでの管理にやはり不備があつてはいけないというふうに考えております。しかし一方、例えれば夜逃げでござりますとか、どうも現在の共済事由には当たらぬといふような御指摘もございまして、こういうものについてもう少し共済事由を拡大すべきではないかといふような御意見も承つておるわけですが、それでも現在の共済事由には当たらぬといふような御指摘もございまして、この御意見も承つております。しかしながら、御意見も承つておるわけござりますけれども、例えば夜逃げといふようなものについてもう少し共済事由を拡大すべきではないかといふような御意見も承つておるわけですが、この御意見も承つておるわけござります。

○武藤(山)委員 わかりました。加入者が少ないのではしようがないわね。理解できました。

それから、もう時間があと七分しかないのですが、なぜかでございませんが、今回の法律で小規模事業者支援促進を図るのが目的であります。この

促進によって従来の小規模企業者の位置といふものが上がるのか、地位が上がるのか、また件数などから見て幾らか数字に変化が起こるような支援策が出てくるのか。メリットの問題であります

が、この調査室の作成してくれた資料を見ますと、小規模事業所の事業別事業所数あるいは事業者数、こういうのを一つ見ましても、小規模事業

の非第一次産業のシェアでいうと、昭和五十三年に七九・九、それが年々減つてしまつて五十六年が七九・二、六十一年が七八、平成元年が七

六・八、それが平成三年になりますと七四・九、五%減つてゐるわけですね。それから一人当たりの年間販売額を見ても、大企業五十人以上を一〇〇と計算をしてみると、一人から二人のところは

きまして、平成二年度、それから中間的には昨年秋に、掛け金の額でござりますとかあるいは共済の事由といふうなものについて御検討いただきま

したが、当面のところこれを大きく変える必要はない、しかし事態については、事態の進展というところでございます。

それから、倒産の額に比べまして余りにも實付件数が少ないではないかというのはおつしやるとおりでござりますけれども、現在件数にいたしま

して約四十三万件というのが加入の件数でございまして、若干ダブリで加入をしておられる方もおられるかと思ひますけれども、全体の事業者の数が六百五十万とかといふようなことから見ますと、そもそもこの共済制度自身に加入されておられる方というのが非常に割合が少ないものですから、全体の額との比較におきますれば小さな割合になります。

それから、もう時間があと七分しかないので一問だけしかできませんが、今回の法律で小規模事

業者支援促進を図るのが目的であります。この

促進によって従来の小規模企業者の位置といふものが上がるのか、地位が上がるのか、また件数などから見て幾らか数字に変化が起こるような支援策が出てくるのか。メリットの問題であります

が、この調査室の作成してくれた資料を見ますと、小規模事業所の事業別事業所数あるいは事業

者数、こういうのを一つ見ましても、小規模事業の非第一次産業のシェアでいうと、昭和五十三年

に七九・九、それが年々減つてしまつて五十六年が七九・二、六十一年が七八、平成元年が七

六・八、それが平成三年になりますと七四・九、五%減つてゐるわけですね。それから一人当たり

のにつきましては少なくとも五年に一度ぐらいいますね。三年度が七千百九十四件で五百九十六

億、四年度は一万件を超え、八百六十億ですから

三二・四、三人から四人が四八・一、だから五人以上とのころの半分ぐらいしか一人当たりの販売額がない。非常に格差が大きいわけですね。通産省の指導と目標は、小さければ小さいほど効率が悪いのですからこういう格差はやむを得ないのですが、このかつてのシェアからだんだん低落をしていつているわけでありますから、どの程度を歴史めとして、あるいは好ましい目標として、この程度におさまることがいいのだがという目標というのはやや考えられるのかどうか。それとも、やはり自由競争で自然淘汰なんだからつぶれていくものはつぶれていく、やむを得ない、また新たなるノウハウを持った者が新事業を始める、そういう開拓者精神が生かされる、それが自由経済のいい面だ、だからだんだん減少していくのはやむを得ないのだと見るのか。それとも、いや今度のような法律でこれを最小限に食いとめて活性化を図つていくのだ、だとすれば一定の自安があつてしかるべきだな、こう思うのですが、その辺はあるのかないのかといふことが一つ。

それから、もう時間がありませんから、今回のこの支援促進の法律で小規模事業者にどんなメリットがあると考えるのか。通産省が行う施策についてこんなメリットが出来ますよと自信を持つて言える内容は何なんだ。この二つを聞いて、時間ですからやめますが、お答えいただきたいと思います。

○ 関政府委員　お答え申し上げます。

私ども、まず小規模企業が我が国経済に占めます位置、これは非常に重要なものだと考えております。一つは、これまでいろいろな市場環境の変化に対応いたしまして新しい商品、新しい技術を提供して市場を活性化してまいりました。あるいはまた地域におきましてはその経済の主役でございまして、そういう意味で地元経済にも大変大きなウエートを持ってきたわけでございます。

ところが、先生御指摘のとおり、最近の経済環境の変化によりまして企業規模が減少する、ある

いは大企業と比較いたしました場合の生産性も下がっていくという非常に深刻な事態にあるわけでございます。一方、こういう経済環境の厳しさを反映いたしまして、小規模企業におきましては廃業率が開業率を上回るといったような事態もあるわけでございます。そこで、今申し上げましたような非常に重要な役割を果たしておられます小規模企業の今後の経済のあり方につきましてソフト面、ハード面で思い切ったてこ入れを、地元の経済活動のいわば中心的団体でございます商工会、商工会議所の機能を活用して強化していくことが今回の法律のねらいでございます。

今先生、具体的な数字の目標はあるのかというお尋ねでございますけれども、じや企業数が幾らであればいいのか、あるいは生産性の格差がどちらでいいのか、あるいは生産性の格差がどれくらいでいいのかということをぜひ目標にしてまいりたいと思っております。

二番目のお尋ねは具体的なメリットということをございますけれども、私どもは現在の小規模企業をめぐります各種の経営環境の変化に対応いたしまして、ハード面、ソフト面でのいろいろなお手伝いをさせていただこう。ハード面と申しますのは、例えば共同工場でありますとか共同店舗でありますとか、そういった事業の場あるいは福利厚生施設でありますといったような事業環境を改善するための施設、あるいはその集客能力を上げるための施設といったハード面の設備設置、それに対するお手伝い。それからまたソフト面では、最近の経営のあり方というのは非常に高度化いたしておりますから、その状況の変化に応じまして高度な専門的経営指導でありますとか、そういうことが受けられるようぜひしたいと思つておりますし、あるいはまたそういう形でいろいろ開発されました新商品が全国で売れるよう、そういった村おこし事業的なもの、販路の開拓といつ

たようなことも含めまして、大ざつぱに申し上げましたけれども、ハード面、ソフト面で小規模企業の方が今後さらに新しい展開をなさる場合に直面いたします困難を克服して目標を達成することが可能になるような各種の事業を、それぞれの地域、小規模企業の実態を十分踏まえて講じてまいりたいというのが今回の法律をお願いいたしております趣旨でございます。

○武藤(山)委員 時間でございますから、以上で終了いたしました。

○井上委員長 長田武士君。

○長田委員 思い返してみると、昭和六十一年の暮れに円高不況を脱しました後に、堅調な個人消費と二けたを超える設備投資が続く中で内需主導の景気拡大を続けてきたのであります。が、国内需要の一巡に加えましていわゆるバブルの崩壊によりまして、平成二年の暮れごろには減速過程に入りまして、昨年の半ばには景気の低迷がはつきりとしてまいったわけであります。それまで景気の後退期入りを認めようとしなかつた政府がようやくこれを認めたわけですから、去る四月八日の政府の月例経済報告では、「我が国經濟は調整過程にあり、引き続き低迷しているものの、一部に明るい動きがみられる。」このように述べておるわけであります。

こうした時期に、やや遅きに失した感があるにせよ、小規模事業者や中小企業の極めて厳しい経営の改善、金融の円滑化を図るために本日ここに両法案が審議されることは大変意義の深いことであります。私はこのように考えております。そして一日も早くこの実施がされることを強く望むものであります。

両議案の内容について審議に入ります前に、中小企業を取り巻く経済、金融等につきましてお伺いしたいと考えております。

四月の月例経済報告でも述べておりますように、一部に明るい兆しも見えてきております。三月二十三日に発表されました景気動向指数のうち、一月の先行指数が十カ月ぶりに五〇%を超えた

たということ。第二番目には、二月のマネーサプライが六ヵ月ぶりに前年同月比でプラスに転じた。そして第三番目には、三月の乗用車新規登録台数が二十三ヵ月ぶりに前年同月比でプラスに転じたこと。それから次は、二月の鉱工業生産が前年比で五ヵ月ぶりにプラスになつたこと。それから、民間設備投資の先行指標と言わわれておりますところの機械受注が、一月に続きまして二月も前年比でプラスになつたということ。次に、住宅着工数が二月に前年同月比で六・三%増と半年ぶりにプラスに転じました。次に、マンション販売の月間契約率が首都圏で二月まで五ヵ月連続七〇%を超えたこと。所定外労働時間のマイナス幅の減少や、公共工事諸負金額が今年に入りましてから急増していること。これは、昨年の十二月の補正予算の成果ではないかというふうに考えております。次は、半導体の受注がふえてきております。それから、二月の大口電力需要が対前年同月比で一年ぶりにプラスに転じたこと。また株価が、きのうはちょっと下落したのですけれども、二万円台を持ち直しました。二万円を回復したといふこと、これにはいろいろ異論があると思いますけれども、こういう指標などを挙げることができます。

六

二千億円の総合経済対策という効果も減殺されてしまうのではないか、このように心配をいたしておるところであります。平成五年度の三・三%の成長の期待も帳消しになるのではないかという心配が出てまいりました。

先ほども申し上げましたとおり、平成四年四月

から十二月までの我が国経済は、内需がマイナス成長であつたのに、外需の寄与によりましてGNPはやつと横ばい程度に推移したわけであります

から、特に内需の後退というのは、昨年の総合経済対策が政府の景況判断のおくれや参議院選挙に続く佐川急便事件の発覚で補正予算の成立が十二月によく成立をした、そういうことが強く影響しているのではないか、このように考えております。

また、最近明るい見通しが見えておりますけれども、そういう中で平成四年度の経済成長、政府改定見通しの一・六%の達成には果たして十分であるかということを私は心配をいたしております。ことし一・三月期に前期比で三・一%以上の成長を達成しなければならない、当然これは達成できないということを大蔵省の首脳も言つておるわけでありますけれども、果たしてこれは達成されたのかどうか、六月にならないとわからないと恐らく言うでしようけれども、その見通しについてお尋ねをいたしたいと思います。

○長瀬政府委員 お答えいたします。

ただいま先生から御指摘を賜りましたように、平成四年のGNPにつきましては、四一六月が〇・〇、七一九月はマイナス〇・六、十一一二月が一・一といふプラスでございまして、そういう中にありまして内需がマイナス、これを外需がカバーする、こういう形でございました。そういう内需の中でも、民間内需がとりわけマイナスでございますが、これを公共投資を中心といたします公的需要がカバーするというような形で御指摘のよくなっています。そこで、平成四年度の経済見通しにつきまして

は、これは三・五%から一・六%に昨年十二月に下方修正をいたしたわけでございますけれども、しかしながら昨年十一一二月期のGNP統計が公示されまして、これは〇・一%の前期比、こういうことでございます。

このように、私ども予想以上に循環的な要因に加えまして、先ほど来御議論がござりますけれども、資産価格の下落、こういう状況もございまして、国内の民間内需を中心といたしまして低迷している我が国の経済の姿というものをあらわしています。

そういう中にありますて、昨年八月の総合経済対策の効果が、御指摘がございましたように、本年初めから実体経済に効果をあらわしていく、こういうことがあるわけだと思いますけれども、さはさりながら御指摘を賜りましたように、一・六%を達成いたしましたためには、一一二月で三・一%という前期比、こうしたことにならないと一・六%にならないということをございまして、現段階で確たることは申し上げられないということではございませんけれども、実績見込みでございます。

一・六%達成という点につきましては、これは率直に申しまして容易ではない、大変厳しい、そういう状況にある、このように認識をいたしております。

○長田委員 統計が出るのが大体六月ということ

でありますけれども、どうも経企庁としては余り自信がないようありますけれども、どうかひとつ、早急に発表できるようにしていただきたいと思つております。

わざか〇・一%増、それから設備投資は一・三%増、これは依然としてマイナス成長です。それから住宅建設は〇・六%増、それから公的資本形成は一〇・七%増で、合計しましてGNPを〇・九%押し上げる、こういう試算であります。その結果、平成五年度の実質的な経済成長率というものは二・四%にとどまるであろう、このように試算をいたしております。この点、ちょっとまだ始まつたばかりで早いのでありますけれども、平成五年度の経済成長率、GNP三・三%は自信がござりますか。

○長瀬政府委員 お答えいたします。

ただいま先生から御指摘を賜りましたように、新総合経済対策の与えます効果につきましては、もとよりこれは経済情勢いかんにもよりますし、それによってはまた効果が異なるということはあるわけでありますけれども、いずれにいたしましても、今回の対策の総規模が十三兆二千億円といふことでありまして、この対策の規模自体がGNPに対して二・八%、こういうものでございます。この波及効果というものを考えますと、相当程度大きな影響というものを実体経済に与えるのではないか、このように考へているところでございます。

ただいま先生から御指摘を賜りましたように、この対策の総規模が十三兆二千億円といふことでありまして、この対策の規模自体がGNPに対して二・八%、こういうものでございます。この波及効果というものを考えますと、相当程度大きな影響といふことを実体経済に与えるのではないか、このように考へているところでございます。

○長田委員 さて、新総合経済対策の目的は、内需を振興すること、そして景気を回復いたしまして輸入をふやす、そして国際的に調和のとれた経済を軌道に乗せよう、こういうことを目的としたものであると考えます。先ほどもちよつと申し上げましたけれども、日本経済新聞を初め民間の研究機関等の試算によりますと、公的固定資本形成はかなり伸びるであろうというふうに見ておりまします。しかし民間最終消費支出を初めといつしまして、他の内需項目はわざかな伸びにとどまるといふふうに試算をいたしておるわけであります。その結果、GNPの押し上げ効果は〇・五%から一%ということがあります。

この新総合経済対策の中に、新社会資本整備を始めといたしまして中小企業対策、各般にわたる施策が盛り込まれておるわけでありますけれども計算をいたしておりませんけれども、それの効果といふことで申すならば、御指摘のとおり名目GNPを一・六%程度押し上げるぐらいの効果を持つたものではないかと思うわけであります。実質GNPに対する影響という点はちょっとつづつということを試算いたしておるようでございまして、実質成長率の押し上げ効果は〇・五%から一%であろう、大体民間の調査機関はこのように試算をいたしております。日本経済新聞では、今回GNPの押し上げ効果を実質では〇・九%といふいろいろ試算をしているのです。これは個人消費は

通じまして、公共投資、さらには回復基調にあります民間住宅投資に加えまして、年後半になつてまいりますと個人消費や設備投資も回復に向かっていく、そういう中で内需を中心といたしますインフレなき持続可能な成長経路に次第に移行していく、このように考へているところでございます。

五年度の年度が始まつたばかりではございませんけれども、したがいまして五年度の成長率が全体としてどのようなるかはこれからではありますけれども、このような対策の効果というものが、回復の素地が生まれつつある中で講ぜられるということを通じまして、経済見通しにおきましては、お示しをいたしております三・三%という実質成長率につきましては達成が可能なものではないか、このように見ているところでございます。

○長田委員 さて、新総合経済対策の目的は、内需を振興すること、そして景気を回復いたしまして輸入をふやす、そして国際的に調和のとれた経済を軌道に乗せよう、こういうことを目的としたものであると考えます。先ほどもちよつと申し上げましたけれども、日本経済新聞を初め民間の研究機関等の試算によりますと、公的固定資本形成はかなり伸びるであろうというふうに見ておりまします。しかし民間最終消費支出を初めといつしまして、他の内需項目はわざかな伸びにとどまるといふふうに試算をいたしておるわけであります。その結果、GNPの押し上げ効果は〇・五%から一%ということがあります。

この新総合経済対策の中に、新社会資本整備を始めといたしまして中小企業対策、各般にわたる施策が盛り込まれておるわけでありますけれども、私はパブル経済時代を称賛するわけではありませんけれども、民間最終消費支出は、実質で、六十年度は三・八%、六十二年で四・一%、六十

三年で五・五%、平成元年三・七%、平成二年が三・六%と順調に伸びておるわけであります。ところが、同じG.N.P.統計を見てまいりますと、平成三年度ごろからは様相が変わってまいりました。同年度は三・五%の実績見込みに対しまして実績が二・六%となりまして、四年度は三・七%の当初見通しに対しまして実績見通しは一・五%と大幅に落ち込んでおるわけであります。平成四年度のG.N.P.政府改定見通し、先ほどから論議が出ておりますところの一・六%の達成が困難だということになりますれば、個人消費の低迷がやはり大きな要因ではなからうかと私は考えます。ですから、平成五年度三・三%の達成のためにも我々は大幅な所得減税を要求したわけでありますけれども、残念ながら平年度ベースで一千七百二十億円のミニ減税に終わっております。これは教育減税、特別扶養控除、これは十六歳から二十二歳、四十五万円が五万円プラスされて五十万とわずかな教育減税、その他住宅ローン減税、これを合算させて千七百二十億円でございます。民間設備投資の方は実質で二けたの投資が三年も続いた後でありますからペースダウンするのは当たり前であろう、私はこのように考えております。個人消費の急速な落ち込みはなぜこのようになってしまったか、それを考えてみると、平均消費性向、昭和四十九年には七六%どちらかと悪かったのですけれども、五十年から十一年間、昭和六十一年まで、七七%を割つたことはございません。そして昭和六十二年から平成三年まで、この五年間というのには七七%を割つております。平成四年度の平均消費性向は、これを見てまいりますと七四・五%であります。今回の対策の、消費を向上させるその対策が、ちょっとこれでは乏しいのではないかといふことを私は強く感じます。

そして消費性向の落ち込みは、なぜこのような現象が起きておるのか、回復の見込みはあるのかどうか、この点についてお尋ねをします。

○長瀬政府委員 お答えいたします。
個人消費は、ただいま御指摘がございましたように平成二年年度一・六%となりました後、平成四年度はさらに落ち込む。こういう状況でございます。これは一つにはやはり景気の減速の中にあります。まして所定外労働時間が大幅に減る、そして雇用者所得の伸びが低下するというような所得の要因がございましたほかに、消費性向が御指摘のようにならってきたということがあるうかと思います。
消費性向がこのように低下をした要因は三つほどのらうかと思ひます。一つは河口伸（まこと）

も昨年の夏ぐらいまで株価が急激に下落した、その逆資産効果が影響しているということもあるうかと思いますし、また平成景気のもとでかなり大幅に家計が購入いたしました耐久消費財のその後のストック調整ということがあつたようにも思われますし、また景気後退が深刻化する中で消費者のマインドも慎重化した、このようなことが重なり合って消費性向の低下がもたらされた。そして所得の低下と消費性向の低下が相乗することによりまして消費が低迷するという状況が生まれたのではないかと思うわけあります。

それではこれから先二・八%ということが達成可能かという点になつてくるわけでござりますけれども、何と申しましても物価が大変安定をいたしております、一%台半ばという消費者物価の現況でございます。そういう中でありますと所得

ましても、最近の株価にもうかがうことができま
すように金融資産の伸びが回復して逆資産効果が
徐々に薄れていくこともあるわけでありま
すし、何分にもこれまで長い間耐久消費財のスト
ック調整が行われてきたわけでありますけれど
も、そういう要因も徐々に緩和していく、あるいは
また景気の足取りが回復し徐々に確実なものに
なつてまいりますと、消費者のマインドというも
のも少しずつ和らいでいく。こういうことで所得
と消費性向両面から、逆に平成五年度、年度が進
んでまいりますとその両面から消費を支えていく
要因になつていくというふうに思われるわけであ
ります。

そういう中にあつて、今般の総合景気対策とい
うものがそのような経済の好ましい自律回復に向
けての方向を加速する、こういうことによりま
して個人消費につきましても徐々に民間内需の大
宗としてその役割を果たしていくのではないか、
このように考えております。

○長田委員 今回の総合経済対策には、通産大臣
がかつて政調会長時代からの御主張だった新社会
資本整備、つまり国立大学、研究所、病院、社会
福祉施設などの施設整備や公立学校へのパソコン
の普及、電線の地中化などの民間によりますとこ
ろの社会資本整備事業を応援するための開銀融資
など盛り込まれた模様でありますけれども、概要
と金額はどのようになっておるかということであ
ります。それから、この新社会資本整備につきま
しては来年度の予算からも恒常的に要求されるつ
もりなのかどうか、御答弁をいただきたいと思いま
す。

これは経企庁と思いますけれども、通産大臣、
大麥御熱心にやらされましたから、何かございまし
たら御答弁をいただきたいと思います。

○森国務大臣 数字につきましては後ほど事務當
局から御説明をいただくことにいたしまして、先
ほどから社会党の武藤委員、また今公明党の長田
委員、いろいろ日本の景気に対しまして広範囲な
御意見も踏まえて御質問をいただきておりますこと

をずっと拝聴させていただいておりました。確かに今いろいろな数字が飛び交っておりますけれども、先ほど私が武藤委員にもお答え申し上げまし

すし、何分にもこれまで長い間耐久消費財のストック調整が行われてきたわけありますけれども、そういう要因も徐々に緩和していく、あるいはまた景気の足取りが回復し徐々に確実なものになつてまいりますと、消費者のマインドというのも少しずつ和らいでいく。こういうことで所得と消費性向両面から、逆に平成五年度、年度が進んでまいりますとその両面から消費を支えていく要因になつていくといふふうに思われるわけあります。

そういう中にあつて、今般の総合景気対策というものがそのような経済の好ましい自律回復に向けての方向を加速する、こうしたことによりまして個人消費につきましても徐々に民間内需の大宗としてその役割を果たしていくのではないか、このように考えております。

○長田委員 今回の総合経済対策には、通産大臣がかつて政調会長時代からの御主張だった新社会資本整備、つまり国立大学、研究所、病院、社会福祉施設などの施設整備や公立学校へのパソコンの普及、電線の地中化などの民間によりますところの社会資本整備事業を応援するための開銀融資など盛り込まれた模様でありますけれども、概要と金額はどのようになつておるかということであります。それから、この新社会資本整備につきましては来年度の予算からも恒常的に要求されるつもりなのかどうか、御答弁をいただきたいと思いま

にいろいろな数字が飛び交つておりますけれども、先ほど私が武藤委員にもお答え申し上げましたように、日本の景気はまだもう少しこの推移を十二分に注視をしていく必要があるだろう、こう申し上げておるところでございます。

したがいまして、從来でございますと即効的な景気の下支えをしていくには当然公共事業が一番効果があるわけでございます。これは昨年の緊急対策あるいは総合経済対策、さらに国会での補正予算が少しよくれたということもございましたけれども、そうした補正予算の裏打ち、さらに皆様のおかげで年度内に平成五年の予算が成立をしたこと、こうしたことが、恐らくこれからも公共事業がいい意味で波及効果をあらわしていくことは間違いないと私ども考えております。

しかしながら、昨年私は党でこの仕事をいたしておりまして、その結果をずっと追い続けてまいりますと、いさきか言いにくいところもございますが、やはり土木中心の公共事業の必要性はございますが、これは県によつても、あるいは地域によつても消化し切れないという面がある、そういう声も事実聞きました。それから、この波及効果の範囲というのは、道路でございますとか河川でございますとか港湾でございますということはやはり波及効果がどうしても偏つっていくのではないか。従来の公共事業でいきますと、大体施設が一で土木中心のものが七というような数字になつておつたと思います。

そうなつてまいりますと、先ほどから先生がおつしやいましたようにもう少し消費マインドが起きてくる、もう少し幅の広いいろいろな産業の中へ効果をあらわしていくことは何がいいんだろうか。どうして公共事業に建物がもう少しふえてこないんだろうか、こんなところをいろいろ分析しまりますと、どうしても公共事業による施設費といふのは結果的にまた人件費が必要になつてくる、あるいは設備や機械を入れなければならぬということになる。そこで、この設備や機械を公

共事業の対象にならないものなんだろうか、もう少し端的に言えば建設国債の対象にならないものなんだろうか、こういうことを、私、立場は政府でございまして、我が政調会長にお願いを申立てたがいたたいたわけでございます。したがいまして、これは予算が執行される、そしてさらに当然今回この新しい経済対策の補正予算が伴うことでございまます、このことによって従来と違った幅の広い、すそ野の広い公共事業による消費というののは起きてくるんじゃないかということが一つござります。

それからもう一つは、何といましても輸入を促進しなければなりませんので、そうなりますと従来の公共事業ではなかなか輸入促進ということにはならない。新しい今回の社会資本という考え方でいえば、医療機械でござりますとかその他器械でございますとか、当然外国の商品が日本においてビジネスチャンスといいましょうか営業の一つの目標ができるわけでござりますから、特定の国から特定の物を入れるということは日本としてはとり得ませんけれども、内外無差別にこれを進めなければ当然外国のそれらの商品も輸入が促進されていくであろう。これが今回の新しい経済対策の二つ目の大きな柱でございますし、我が省としても一つ強く立てましたのが中小企業対策ということをございます。

それから減税につきましては、所得税減税については先生方の御意見とは若干異にいたしましたけれども、財源の問題もございましたし、それからこのこと自体についてはまだこの国会中与野党協議が続けられるということになつておりますから、住宅でございますとか当面今、特に長い間私が文部大臣をしているところからでござりますが、公明党の方々は教育減税というお話をございました。そういうことを含めた政策減税を取り入れたということになるわけでございまします。

て、こういう施策が進められていきますならばかなり景気の回復への基調があらわれてくるのではないか、こう期待をいたしております。

し上げて、この点を少しおまとめいただけないか、こういうふうに今回の景気対策の柱を立てていただいたわけでございます。したがいまして、これは予算が執行される、そしてさらに当然今回の新しい経済対策の補正予算が伴うことのございますが、のことによって従来と違った幅の広い、すそ野の広い公共事業による消費というの起きてくるのではないかといふことが一つござります。

それからもう一つは、何といましても輸入を促進しなければなりませんので、そうなりますと従来の公共事業ではなかなか輸入促進ということにはならない。新しい今回の社会資本という考え方でいえば、医療機械でござりますとかその他情報機器でございますとか、当然外国の商品が日本においてビジネスチャンスといいましょうか営業の一つの目標ができるてくるわけでござりますから、特定の国から特定の物を入れるということは日本としてはとり得ませんけれども、内外無差別として透明公平にこれを進めていけば当然外国のそれらの商品も輸入が促進されていくであろう。これが今回の新しい経済対策の二つ目の大きな柱でございますし、我が省としても一つ強く立てましたのが中小企業対策ということでございま

(委員長退席、竹村委員長代理着席) それからもう一点、このことの新しい社会資本が今後も続けられていいくのかというは大変大事なところでございまして、政府といたしましては、この問題の定義の問題もございますし、それから、新しい社会資本を積み立てますよといふ話が出ました途端に各省からどんどん便乗と言うふうに失礼でございますが、いろいろな項目が出てまいりますと、こういう項目が果たして社会資本なんだろうか、新しい社会資本整備なんだろかといふことがやはり意見がいろいろ分かれたところでござります。電線の中文化もございまして、さらには新しい社会資本と考えていきますと、いろいろな方面から要望が出ておりますけれども、例えば道路が公共事業でどうして人を乗せる電車の鉄道が公共事業ぢやないんだ。あるいは、船を買うのは国債で買えるのに何で飛行機は国債の対象にならないのかという、随分いろいろな矛盾がこの中で、政府と与党の内部にも随分出でおりました。したがつて、そういう例えれば新幹線などの建設というものについてはこれはやはり新しい社会資本ではないのだろうかというような意見もございましたし、したがつてこの社会資本の範囲についてこれからもう少し議論をしていく必要があるのではないか、このように考えております。

いすれにいたしましても、党といったましても、新社会資本の整備というふうに項目を立てましたけれども、政府としましては「社会資本整備の新たな展開」という形でございまして、これは当然のことと相一致をいたしております。党の呼びかけと政府の項目のつけ方とちょっと表現の違いはございますけれども、これを決定いたしました経済対策閣僚会議でも總理みずから、大変いいことなのでぜひこれからもやはり進めしていくべきだろうというような御発言がわざわざあつたほどでございました

ざいまして、これから与党としても新しい社会資本というのはどういう範囲にしていくものなのかといふことも当然検討を加えて、いすれ補正予算が出てまいりますと予算委員会でこの論議が出てくるだらうと思いますし、さらに来年度の予算編成の際の概算要求時までには、やはりこの新しい社会資本というものを一体どういう範囲でどういう柱を立てていくのかということは当然議論になつてくるところではないか、こう考えておりますので、どうぞそういう意味で委員の御支援をぜひまたお願いを申し上げたいと思う次第でござります。

ちょっと長くなつて恐縮でございましたが、あと数字は事務当局からお答えをさしていただきます。

○熊野政府委員　いわゆる新社会資本あるいは今回の一回の総合的な経済対策におきます立て方といったまでは、第三項におきまして「社会資本整備の新たな展開」ということで、たゞいま大臣から詳しく御説明申し上げましたように、社会経済情勢の変化を踏まえつつ景気の現状的に確に対応していくという意味からこういう考え方方が盛り込まれているわけであります。したがいまして、新社会資本という言葉についてその厳格な定義をしていくわけではございませんので、その規模について正確な数字を申し上げるということは困難なわけでございます。物の考え方として、新たな社会資本整備の新たな展開という考え方方が示されたというふうに御理解を賜ればと思います。

なお、中身をいたしまして、通産大臣が從来からいわゆる新社会資本整備としていろいろ例示的にお申し上げてまいりましたものには、研究開発基金あるいは文教施設、医療、福祉施設等いろいろな施設の整備費というものを申し上げております。これが、前回の景気対策におきましては五百億円の規模でありましたけれども、今回はその二倍以上の一兆一千五百億円の規模が確保されております。これが、前回の景気対策におきましては五千一般公共事業でありますとか地方単独事業につい

○長田委員 今回の総合経済対策で再びバブルが起きたりすることはないだろうかと心配する向きも実はあるわけあります。

過去を振り返ってみますと、昭和六十年のプラザ合意以来、円高不況がずっと進む中で、一方では国際収支の黒字が非常にふえました。そこで貿易摩擦が激化するわけでありますけれども、六十年には前川レポートが出されました。六十二年五月には、政府は内需拡大と対外不均衡の是正を図るために、事業規模六兆円を上回る緊急経済対策を決定をいたしました。そして七月には補正予算も成立をいたしまして、その結果、対外不均衡の方は徐々に是正をされまして景気も回復したのでありますけれども、一方、地価の高騰それからまた株の急騰、こういうバブルの要因というものが実は発生をいたしました。当時は、昭和六十二年二月に日銀が公定歩合を二・五%に引き下げたすぐ後でありまして、マネーサプライは前年比一〇%を超えるという高水準にありました。物価は非常に落ちついておりましたけれども、こういう時期に六兆円を超える緊急対策が打たれたわけでありますけれども、これは後になつてわかることがあります。内需拡大を図るために緊急対策は判断に誤りがあつたのではないか、それがどうもバブル発生の契機を与えたのではないかというふうに私は考えておるわけであります。

今回の対策についても、既に景気は一一三月期に底入れがあつた、四一六ヶ月期以降拡大期に入るというふうに民間エコノミストは見ておるわけで申し上げますと、総額で一兆三千億円のものが計上されているわけでありますけれども、これらの中にもこういった同種のいわゆる新社会資本あるいは社会資本の新たな展開に該当するものもあらるると思いますので、全体として見れば相当の規模になつておるものと理解をしているところでございます。

あります。最近の急速な株価の上昇はまさにミニバブルだというふうに見られる向きもなくありません。現在、公定歩合も一・五%であります。

土地についても、公共用地の先行取得、国と地方を合わせまして一兆六千億円ということでござります。これが地価を刺激することはないのか。公事業につきましては、本年度予算のほかに、昨年の総合経済対策の本年度への繰越分が一兆五千億円程度あると言わわれております。今回の対策で

前年上昇いたしておりましたが、株価につきましては三月末の時点でも前年比〇・九、そういう状況でございました。それから地価につきましては、六十二年の時点では住宅地は前年比七・六、商業地は一三・四、こういう上昇でございましたけれども、本年一月の時点ではマイナス八・七、商業地はマイナス一一・四、このように資産価格の状況は六十二年当時と今日ではかなり違つているようと思われます。

教育、研究、医療、福祉の施設整備、住宅公庫の
拡大が合わせて三兆円弱、これらのことと考
えてまいりますと関連資材の値上がりということ
が非常に心配であります。実は、材木の角材、板
材それから合板が急激な値上がりをしているので
すね。私もいろいろ調べてみたのですけれども、
米ツガ正角、九二年平均で一立方四万二千七百円
だったのです。これが五万八千円になつてしまつ
ていますね。それからヒノキの正角、九万八千二
百円だったものが十万七千五百円、杉の小幅板と

いやうのですか。これが五万四千九百円だったものが六万円、合板の一類でありますけれども、これは一枚ですが、千十三円から千四百四十五円、大変に値上がりが顕著であります。

そこで、私は、公共事業などの関連業者がこれらの関連資材というものの在庫の積み増しにどうも走っているのではないかということを考えられると思います。これらの心配に対しまして経企庁を講じていらつしやるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

〔竹村委員長代理退席、安田(範)委員長
代理着席〕

まず最初に、昭和六十一年当時の緊急経済対策が講ぜられましたころと現時点との比較について申し上げたいと思います。

資本価格の面について申し述べると、一一年の十二二月期で東証株価指数は既に四四%程度対

前年上昇いたしておりましたが、株価につきましては三月末の時点でも前年比〇・九、そういう状況でございました。それから地価につきましては、六十二年の時点で住宅地は前年比七・六、商業地は一・三・四、こういう上昇でございましたけれども、本年一月の時点で住宅地はマイナス八・七、商業地はマイナス一・四、このように資産価格の状況は六十二年当時と今日ではかなり違っているようと思われます。

同時にまた、金融面につきましても、マネーサプライ、御指摘のように既に六十二年当時二けたになつておりますけれども、現時点ではまだゼロ近辺、こういうことでございますし、あるいはまた金融機関の貸出残高、これも六十一年暮れには既に一二%程度になつておりますけれども、本年の年初の時点でも二%台、こういうことでございまして、金融環境というのもかなり違つておられますし、企業収益の面でも、数字は申し上げませんけれども、相当回は落ち込みが大きいといふような点からいたしまして、六十二年当時と今日とではかなり状況が異なつていると思われるわけであります。そういう中にありますて、御指摘がございましたように一部に資材の価格等の上昇という面があることもまた事実でございますけれども、この点につきましては今回の新総合経済対策の中におきましても、特に公共事業の執行に当たりましては労務あるいは資材等の面で支障が生じないよう価格、需給という面について十分留意をし、実施をしていく、こうすることにいたしておりますところでございます。また地価につきましては、総合経済対策の実施過程におきましても御指摘の通り労務、資材、地価等に十分配慮して、そういう点での問題が生じないような対応を関係省庁と連携しつつ図つてしまいたい、このように考えております。

が発表されますと一体真水は幾らなんだとどういふことが問題になるわけであります。この間もテレビでやつてました。今回の十三兆二千億円も、真水ということになりますと幾らか私たちもよくわからぬものであります。日本経済新聞によりますと、翌年度に支払いが残る分や、あるいは用地費を勘案いたしまして、これを差し引きまして大体五兆四千億円だと言われておるわけであります。同様に、昨年度の総合経済対策の真水は四兆二千四百億円と言つております。しかし、昨年の真水の三割から四割は工事のおくれで今年度に繰り越されるであろう、このような見方もあります。実際に真水と言われる部分が幾らなのか、私たちも非常にわかりにくい面がござります。政府も明確な発表を避けておるようでありますけれども、経企庁、今回の十三兆二千億円の総合経済対策の真水はどのぐらいになるのでしょうか。

○長瀬政府委員 お答えいたします。

今回の経済対策の中で真水がどのぐらいか、こういう御質問をいただいたわけでござりますけれども、経企庁、今回の十三兆二千億円の総合経済対策の真水はどのぐらいになるのでしょうか。

けであります。そういう中にありますて、御指摘な
がございましたように一部に資材の価格等の上昇
という面があることもまた事実でございますけれ
ども、この点につきましては今回の新総合経済対
策の中におきましても、特に公共事業の執行に当
たりましては労務あるいは資材等の面で支障が生
じないようには価格、需給という面について十分分
り意をし、実施をしていく、こういうことにいたし
ているところでございます。また地価につきまし
ても、公共事業の円滑な執行を図りますために地
価動向に十分配慮しながら公共用地の先行取得等
を行っていく、こういうことでございまして、新

総合経済対策の実施過程におきましても御指摘のような労務、資材、地価等に十分配慮して、そういう点での問題が生じないような対応を関係省庁と連携しつつ図ってまいりたい、このように考えます。

○長田委員 いつもそうであります、経済対策

が発表されますが、一体真水は幾らなんだとどううりにいくものであります。日本経済新聞によりりますと、翌年度に支払いが残る分や、あるいは用地料費を勘案いたしまして、これを差し引きまして本体五兆四千億円だと言われておるわけであります。同様に、昨年度の総合経済対策の真水は四兆二千四百億円と言つております。しかし、昨年は真水の三割から四割は工事のおくれで今年度に繰り越されるであろう、このよくな見方もあります。実際に真水と言われる部分が幾らなのか、私たちも非常にわかりにくい面がございます。政府も明確な発表を避けておるようでありますけれども、経企庁、今回の十三兆三千億円の総合経済対策の真水はどうのぐらいになるのでしょうか。

いたしまして、一つは中小企業金融公庫と国民金融公庫の貸付規模をそれぞれ六%と大幅に拡大しました。この六%というは大きく書いてあるのですね。それから第二番目には、昨年八月の総合経済対策の一環として行われました中小公庫と国民公庫によりますところの緊急特例限度貸し付けの適用期限を六ヶ月間延長した。第三番目には、小企業等経営改善資金融資制度、いわゆるマル経ですね、設備資金については五年の貸し付けを六年に延長し、運転資金については三年を四年にそれを延長した、そうして貸付期限の延長は、前者は七年ぶり。これも大きく書いてあるのです。それから後者については十三年ぶりだ。僕は近眼ですけれども、こんな大きな字を書かなくたってよく読めるのですよ。えらく誇張しておるのでね。これはふだんやってないということでしょう。さらには、本日の議題でありますところの中小企業信用保険の限度額を五年ぶりに大幅に引き上げる。五年ぶりというのはこんなに大きいんだよ。この四点を強調しておるわけであります。

私は、中小企業向けの政府系機関の融資規制などについて、最近の民間金融機関の、今経企庁からお話をございましたとおり大変金融を引き締めております中において、中小企業の売り上げ不振、それによりますところの運転資金の不足、資金規模といふのは大変需要が大きいのではないかといふことを考えるわけであります。そこで、今回の経済対策におけるところの一兆九千百億円の実行というは非常に時宜をかなえておる、このよう考へておりますけれども、この中身はどのよくなものであつたか、ひとつ簡単に説明いただきましょうか。

でござりますけれども、今後さらに詳細な詰めを
行う必要はあるわけござりますけれども、我々
の現在のところの見込みでは、中小企業金融公庫
が六千五百億円程度、それから国民金融公庫が七
千億円程度、その他、商工組合中央金庫、沖縄振
興開発金融公庫、中小企業信用保険公庫等で五千

六百億円程度、合わせて一兆九千百億円程度になるものと思われます。

○長田委員 中小企業金融公庫の調査によりますと、中小企業の資金繰りは相当悪化しております。その理由としては、たくさんありますけれど

も、壳りの済みとしないのか十七、三十九の次に多いのが企業借入金の返済の負担が非常に重い、これが四〇・五%、その次には採算が悪化しておる、仕事をやっても利益が上がらぬというのが三三%、次に設備代金の支払い増、これが二一・一%、このように中小企業は相当経営が悪化をしております。

○森国務大臣　結論から申し上げれば、今回の金融融対策として万全の対策ができ得たもの、このように確信をいたしております。まず結論からこう申し上げるわけでござります。

〔安田範委員長代理退席、委員長着席〕

○森国務大臣　私はこのように考えております。通産大臣は本予算の六・六%アップと今回の一兆九千億円の上乗せで資金手当としては十分であるとお考えでしようか。この点について御答弁をいただきたいと思います。

今先生からいろいろと細かくお話をいただきました。具体的には、通産省としてはまず第一に中小企業金融公庫等の限度額の倍増、七千億円程度という思い切った貸付規模の中、中小企業運転資金特別貸付制度の創設、二千億円程度の貸付規模の追加を前提とした緊急経営支援貸付制度の拡充、返済資金緊急融資制度の創設などの運転資金

を中心とした資金調達の円滑化、二つ目には中小企業信用保険法の特定業種の弾力的指定、政府関係中小企業金融機関等からの融資に対する信用保証協会の保証の弾力的活用、マル経制度の貸付枠の拡大など信用保証の充実等、この二つを大きな柱として今回思い切った対策を講じたわけですが、います。

これも当委員会あるいは予算委員会の御審議の中、各党の皆様の御意見を十分頭に置きながらこうした施策を講じたものでございまして、これらの方針と今御審議をいただいている所との措置を併せてお示し申します。この中小企業信用保険法の一部を改正する法律案による信用保険の付保限度額の引き上げ措置とが相まって、中小企業の金融対策としては先ほど申し上げましたように万全が期されているものであろう、こう確信をいたすところでござります。

○長田委員 バブル崩壊後、昨年あたりから中小企業の倒産というのは非常にふえておるのであります。中でも今議題となつておりますところの小規模事業者支援法の対象となる小規模事業者は、太陽光発電や中規模の事業者がふえていることとは裏腹で、

てあります。この数字を見てまいりますと、小規模は五百九万から四百九十万に減つております。

ております。この数字を見てまいりますと、小規模は五百九十九万から四百九十万に減つております。中規模は五万から六万にふえております。大規模も百四十八万から百五十八万、このように実は小規模というのはこの二年間で二十万も実は減つち

ております。この数字を見てまいりますと、小規模は五百九十九万から四百九十万に減つております。大規模は五万から六万によえております。中規模も百四十八万から百五十八万、このように実は小規模というのはこの二年間で二十万も実は減つちやつております。政府系金融機関の役割といふのは、私は本来中小企業の信用力や担保不足などを補完をして融資をする機関でありますから、中小企業信用保険も民間金融機関の中小企業向け融資が円滑に進むように、信用力、担保力を補充する制度でありますから、信用保証協会の保証スタンスとしては、経済的な合理性に余り走らないで、さら社会的合理性を重視してぜひ実行していくべき

ております。この数字を見てまいりますと、小規模は五百九十九万から四百九十九万に減っております。中規模は五万から六万にふえております。大規模は五百四十八万から百五十八万、このように実は規模というのはこの二年間で二十万も実は減つちやつております。政府系金融機関の割合といふのは、私は本来中小企業の信用力や担保不足などを補完をして融資をする機関でありますから、中小企業信用保険も民間金融機関の中企業向け融資が円滑に進むように、信用力、担保力を補充する制度でありますから、信用保証協会の保証スタンスとしては、経済的な合理性に余り走らないで、むしろ社会的合理性を重視してぜひ実行していただきたい、このように私は考えております。

そうは言つても、貸し倒れというか代位弁済があふえてしまふのではないか、ふえる傾向にあるのではないか、そういう指摘が実はございます。確かに資料によりますと、全国の信用保証協会の代位弁済は、平成二年度は件数、金額とも前年度よりもやや減りましたけれども、三年度は二万一千件、金額は九五・六%ふえまして一千七百十七億円と、代位弁済は大変大きな数字を記録いたしております。そこで私は、平成三年度の中小企業信

公庫の資産、つまり貸付金、国債などの合計は一兆一千八百五十九億円となつております。私は、公庫がもうけ過ぎているということを西ついているわけではありませんけれども、民間金融機関も今後リスク管理の強化とともに収益を重視いたしまして、中小企業などのリテール分野への融資を一層志向していくのではないか、やはり金利が高いのですから、そちらにどうしても焦点が当たるのではないか、このように考えますが、それとは別に公庫の任務は一層重要なになってくるなという感じを私は強く抱いております。

これは昨年の総合経済対策によりまして設けられた制度でありますけれども、一つの例を申し上げます。緊急経営支援貸付制度というのが実はござります。国と県が信用保証協会を通じまして一%の金利で金を貸すのですね。そして民間金融機関に二千億円の預託をいたしました。金融機関はこれを長づらよりも低い三・八%程度で貸し付けるわけであります。保証協会の保証があれば一千五百万円までは担保が不要であります。昨年十二月十四日から一年間の期限つきで始めたわけでありますけれども、一月末までには三百億円を消化をいたしております。

用保険公庫の掛益計算書と貸借対照表の追跡書が
らいいただきまして調べてみました。保険金の支払
いが中小企業信用と機械類信用の両保険で九百八
十七億円支払われておりますね。これは両保険の
保険料收入八百五十三億円を上回つております
が、一たん保険で支払つた代位弁済の回収され
きたものが八百十七億円ありますから、保険制度
としてはもう十分ペイしているよう感じておる
わけであります。こうしてもうかつた、もうかつ
たと言つては申しわけないのでけれども、この
お金が保険準備基金などに積み立てられまして、
これを原資として中小企業に融資したり、資金運
用部へ預託したり、国債で運用したりしておる
であります。これら利息や運用益が三年度に
六百五十八億円となつております。公庫の資産
は非常に膨らんでおります。ちなみに三年度末の

したがって、条件さえよければ中小企業の資金を供給する
需要というのは旺盛であるというふうに私は考えています。
であります。ですから、私が言いたいのは、融資
枠もさることながら、保証条件も少し緩和するこ
とはできないだろうかということであります。保
証限度額はこの法案によりまして引き上げられて
おるわけでありますけれども、保証料の引き下げ
は何とかなりませんか。東京都の場合の資料を私
はいただいてまいりましたけれども、〇・四%か
ら最高一%になっていますね。長 プラ 度で中小企
業、公庫も実は貸しておりますけれども、
それでも保証料を含めますと中小企業にとっては
実は非常に負担が重いのですね。それだけじゃあ
りません。保証条件の緩和が保証協会の利用率を
引き上げ、民間金融機関のリテール志向とも相ま
しまして中小企業への一層の円滑な金融を図ること

考えておるところでございます。今後とも的確な対応をお願いして次に進めたいのであります。

次に、小規模事業者支援法について質問を行います。

この法案の趣旨は、商工会、商工会議所が從来小規模事業に対しまして、金融、税務その他經營全般にわたりまして相談や指導を行いました。あるいは研修を行つたり、あるいは地域の未利用資源の調査であるとかあるいは開発などを行う、これは村おこし事業というわけでありますけれども、そういうものをやつてしまひました。この法案では、商工会議所等の役割事業をさらにつめまして、主体として位置づける、共同店舗あるいは駐車場、展示施設、体育、健康施設、共同工場、会議所などを設置し、これを運営させようというものであります。これに対しましては、中小企業事業団が有しておりますところの約一兆円の高度化資金を無利子で、建設費八割までを貸し出しをしよう、また商工会に対しまして、債務保証を行い、税制についても特例で非課税にする、これが法案の骨子であると思ひますけれども、そういう認識でよろしいですか。

○関政府委員 御指摘のとおりでございます。

一言つけ加えさせていただければ、我が國經濟や

地域経済に占める小規模企業の持つ意味の大きさ、役割の大きさということを加味しながら、一

方、今小規模企業をめぐります経営環境は極めて厳しいという状況にかんがみまして、今先生御指摘のような数々のソフト面、ハード面での振興策

を商工会、商工会議所に実施していくたうといふことを内容とした法律であることは御指摘のとおりでございます。

○長田委員 まことに結構なお話でございます。

ただ、心配なことが実は幾つかあります。申しますのは、商工会には通常複数の商店街や企業が所属しておるわけでありますから、商工会の進め

る事業計画で会員の間で利害が衝突する場合も実

は結構あるのですね。この利害調整がなかなか難しいというのが第一点であります。

それから、大店法が来年見直しをされる、こう

いう状況でございまして、ショッピングセンター

やディスカウント店が今よりも出店しやすくな

る、こういう状況だらうと思います。この法律に

よりまして、いろいろな施設ができるといたしま

しても大資本との競合という点で果たして勝ち抜

けるかどうか、そういう点が非常に心配であります。

けれども、この点はいかがでしょうか。

○井出政府委員 お答えを申し上げます。

まず最初に、こういう商工会、商工会議所が新

しい法律によつていろいろな施設をつくるという

際に利害調整がうまく行われるか否かという点で

ございます。

今回の法律でお願いをしておりますのは、基盤

施設事業ということで、共同店舗でございますと

か、あるいは共同工場でございますとか、あるい

も、これを含めまして、さまざま商店街の活性

化の事業でございますとか商店街のあり方、ある

いは個別の商店の経営の向上と、いうふうなものに

つきましても今年度の予算でいろいろな拡充策を

お願いをしてあります。そういうものが相まつ

て、大店法の展開というふうなものが新たに起こ

りまして、地域の商店街あるいは小売商業とい

うものがそういう中で十分うまい展開ができるよ

うな形を今後とも考えてまいりたいと思っており

ます。

○長田委員 先ほどお尋ねをいたしましたが

すけれども、この際第一線で商工会議所あるいは

商工会の業務に日々携わつていらっしゃいます皆

さん方から御意見も伺いませんと片手落ちになり

ますので、私は先日東京のある区の商工会議所の

事務局長さんにお会いをいたしました。いろいろ

お話を伺つてしまひましたので、その問題等を含

めましてこれから質問いたします。

そこで、先日お会いした事務局長さんが一番訴

えておられましたことは経営指導員の絶対数の不

足問題であります。経営指導員の絶対数不足と

いう問題は相当深刻ですね。経営指導者というの

はテリトリーを決めまして一軒でも多く巡回指導

を心がけておるわけでありますけれども、この絶

対数の不足のために行き届いた指導がまんべんな

くできないと嘆いておりました。こうした状況で

ございましたから、どうしても受け身の指導になつ

てしまつて、会議所本来の目的でありますと

ころの巡回指導までには十分行き届かないとい

うございました。これに対しまして中小企業庁

は、平成五年度の小規模事業対策では経営指導員

が全国で十二名、補助員が三名の増員しか認めて

いない。これではとても根本的な解決には至らな

いと嘆いておりました。確かに指導員の数さえふ

それから、もう一つの質問で、果たしてこう

いうものによつて大店法というものの見直し等々

に対応できるかと、いうことでございましたけれども、これを含めまして、さまざま商店街の活性

化の事業でございますとか商店街のあり方、ある

いは個別の商店の経営の向上と、いうふうなものにつきましても今年度の予算でいろいろな拡充策を

お願いをしてあります。そういうものが相まつて、大店法の展開というふうなものが新たに起こりまして、地域の商店街あるいは小売商業とい

うものがそういう中で十分うまい展開ができるよ

うな形を今後とも考えてまいりたいと思っており

ます。

○長田委員 先ほどお尋ねをいたしましたが

すけれども、この際第一線で商工会議所あるいは

商工会の業務に日々携わつていらっしゃいます皆

さん方から御意見も伺いませんと片手落ちになり

ますので、私は先日東京のある区の商工会議所の

事務局長さんにお会いをいたしました。いろいろ

お話を伺つてしまひましたので、その問題等を含

めましてこれから質問いたします。

そこで、先日お会いした事務局長さんが一番訴

えておられましたことは経営指導員の絶対数の不

足問題であります。経営指導員の絶対数不足と

いう問題は相当深刻ですね。経営指導者というの

は心がけておるわけでありますけれども、この絶

対数の不足のために行き届いた指導がまんべんな

くできないと嘆いておりました。こうした状況で

ございましたから、どうしても受け身の指導になつ

てしまつて、会議所本来の目的でありますと

ころの巡回指導までには十分行き届かないとい

うございました。これに対しまして中小企業庁

は、平成五年度の小規模事業対策では経営指導員

が全国で十二名、補助員が三名の増員しか認めて

いない。これではとても根本的な解決には至らな

いと嘆いておりました。確かに指導員の数さえふ

それから、もう一つの質問で、果たしてこう

いうものによつて大店法というものの見直し等々

に対応できるかと、いうことでございましたけれども、これを含めまして、さまざま商店街の活性

化の事業でございますとか商店街のあり方、ある

いは個別の商店の経営の向上と、いうふうのものにつきましても今年度の予算でいろいろな拡充策を

お願いをしてあります。そういうものが相まつて、大店法の展開というふうなものが新たに起こりまして、地域の商店街あるいは小売商業とい

うものがそういう中で十分うまい展開ができるよ

うな形を今後とも考えてまいりたいと思っており

ます。

○長田委員 先ほどお尋ねをいたしましたが

すけれども、この際第一線で商工会議所あるいは

商工会の業務に日々携わつていらっしゃいます皆

さん方から御意見も伺いませんと片手落ちになり

ますので、私は先日東京のある区の商工会議所の

事務局長さんにお会いをいたしました。いろいろ

お話を伺つてしまひましたので、その問題等を含

めましてこれから質問いたします。

そこで、先日お会いした事務局長さんが一番訴

えておられましたことは経営指導員の絶対数の不

足問題であります。経営指導員の絶対数不足と

いう問題は相当深刻ですね。経営指導者というの

は心がけておるわけでありますけれども、この絶

対数の不足のために行き届いた指導がまんべんな

くできないと嘆いておりました。こうした状況で

ございましたから、どうしても受け身の指導になつ

てしまつて、会議所本来の目的でありますと

ころの巡回指導までには十分行き届かないとい

うございました。これに対しまして中小企業庁

は、平成五年度の小規模事業対策では経営指導員

が全国で十二名、補助員が三名の増員しか認めて

いない。これではとても根本的な解決には至らな

いと嘆いておりました。確かに指導員の数さえふ

それから、もう一つの質問で、果たしてこう

いうものによつて大店法というものの見直し等々

に対応できるかと、いうことでございましたけれども、これを含めまして、さまざま商店街の活性

化の事業でございますとか商店街のあり方、ある

いは個別の商店の経営の向上と、いうふうのものにつきましても今年度の予算でいろいろな拡充策を

お願いをしてあります。そういうものが相まつて、大店法の展開というふうなものが新たに起こりまして、地域の商店街あるいは小売商業とい

うものがそういう中で十分うまい展開ができるよ

うな形を今後とも考えてまいりたいと思っており

ます。

○長田委員 先ほどお尋ねをいたしましたが

すけれども、この際第一線で商工会議所あるいは

商工会の業務に日々携わつていらっしゃいます皆

さん方から御意見も伺いませんと片手落ちになり

ますので、私は先日東京のある区の商工会議所の

事務局長さんにお会いをいたしました。いろいろ

お話を伺つてしまひましたので、その問題等を含

めましてこれから質問いたします。

そこで、先日お会いした事務局長さんが一番訴

えておられましたことは経営指導員の絶対数の不

足問題であります。経営指導員の絶対数不足と

いう問題は相当深刻ですね。経営指導者というの

は心がけておるわけでありますけれども、この絶

対数の不足のために行き届いた指導がまんべんな

くできないと嘆いておりました。こうした状況で

ございましたから、どうしても受け身の指導になつ

てしまつて、会議所本来の目的でありますと

ころの巡回指導までには十分行き届かないとい

うございました。これに対しまして中小企業庁

は、平成五年度の小規模事業対策では経営指導員

が全国で十二名、補助員が三名の増員しか認めて

いない。これではとても根本的な解決には至らな

いと嘆いておりました。確かに指導員の数さえふ

それから、もう一つの質問で、果たしてこう

いうものによつて大店法というものの見直し等々

に対応できるかと、いうことでございましたけれども、これを含めまして、さまざま商店街の活性

化の事業でございますとか商店街のあり方、ある

いは個別の商店の経営の向上と、いうふうのものにつきましても今年度の予算でいろいろな拡充策を

お願いをしてあります。そういうものが相まつて、大店法の展開というふうなものが新たに起こりまして、地域の商店街あるいは小売商業とい

うものがそういう中で十分うまい展開ができるよ

うな形を今後とも考えてまいりたいと思っており

ます。

○長田委員 先ほどお尋ねをいたしましたが

すけれども、この際第一線で商工会議所あるいは

商工会の業務に日々携わつていらっしゃいます皆

さん方から御意見も伺いませんと片手落ちになり

ますので、私は先日東京のある区の商工会議所の

事務局長さんにお会いをいたしました。いろいろ

お話を伺つてしまひましたので、その問題等を含

めましてこれから質問いたします。

そこで、先日お会いした事務局長さんが一番訴

えておられましたことは経営指導員の絶対数の不

足問題であります。経営指導員の絶対数不足と

いう問題は相当深刻ですね。経営指導者というの

は心がけておるわけでありますけれども、この絶

対数の不足のために行き届いた指導がまんべんな

くできないと嘆いておりました。こうした状況で

ございましたから、どうしても受け身の指導になつ

てしまつて、会議所本来の目的でありますと

ころの巡回指導までには十分行き届かないとい

うございました。これに対しまして中小企業庁

は、平成五年度の小規模事業対策では経営指導員

が全国で十二名、補助員が三名の増員しか認めて

いない。これではとても根本的な解決には至らな

いと嘆いておりました。確かに指導員の数さえふ

それから、もう一つの質問で、果たしてこう

いうものによつて大店法というものの見直し等々

に対応できるかと、いうことでございましたけれども、これを含めまして、さまざま商店街の活性

化の事業でございますとか商店街のあり方、ある

いは個別の商店の経営の向上と、いうふうのものにつきましても今年度の予算でいろいろな拡充策を

お願いをしてあります。そういうものが相まつて、大店法の展開というふうなものが新たに起こりまして、地域の商店街あるいは小売商業とい

うものがそういう中で十分うまい展開ができるよ

うな形を今後とも考えてまいりたいと思っており

ます。

○長田委員 先ほどお尋ねをいたしましたが

すけれども、この際第一線で商工会議所あるいは

商工会の業務に日々携わつていらっしゃいます皆

さん方から御意見も伺いませんと片手落ちになり

ますので、私は先日東京のある区の商工会議所の

事務局長さんにお会いをいたしました。いろいろ

お話を伺つてしまひましたので、その問題等を含

めましてこれから質問いたします。

そこで、先日お会いした事務局長さんが一番訴

えておられましたことは経営指導員の絶対数の不

足問題であります。経営指導員の絶対数不足と

いう問題は相当深刻ですね。経営指導者というの

は心がけておるわけでありますけれども、この絶

対数の不足のために行き届いた指導がまんべんな

くできないと嘆いておりました。こうした状況で

ございましたから、どうしても受け身の指導になつ

てしまつて、会議所本来の目的でありますと

ころの巡回指導までには十分行き届かないとい

うございました。これに対しまして中小企業庁

は、平成五年度の小規模事業対策では経営指導員

が全国で十二名、補助員が三名の増員しか認めて

いない。これではとても根本的な解決には至らな

いと嘆いておりました。確かに指導員の数さえふ

それから、もう一つの質問で、果たしてこう

いうものによつて大店法というものの見直し等々

平成五年四月二十日

われております。國の財政事情非常に厳しい中、そういう臨調答申がある中ではござりますけれども、そういう中におきまして私ども極力各地の御要望を伺いつつ増員を図つておるところでございます。

それから特に、小規模事業者の数に比べまして経営指導員が少ない現象といたのは大都市の地域において起つておるわけでございますけれども、ここにおきましては大都市の支部の設置でござりますとか、あるいは小規模事業者と経営指導員との橋渡しをする役割を担つていただく小規模企業振興委員という者を地区内に配置をいたしまして、経営改善普及事業が効率的に行えるような体制を同時に組んでおるわけでございます。

普及員の増員につきましては、私ども今後も心がけもいたしつつ努力もいたしたいと思いますけれども、そういう中におきましてこの小規模企業振興委員の活用でございますとか、あるいはまたなかなか経営改善指導員自身が一つ一つはできないというものにつきまして、講習会でございますとか研修会でございますとかいうふうな多数の人たちを対象にした指導も図りながら、最大限の努力をして経営改善の発展を支援してまいりたいと考えております。

○長田委員 今回この法律が成立したといたしましても、肝心な現場が指導員が不足しておるということになりますと、小規模事業者に周知徹底できないのでないか、そういうことを実は私は心配をいたしております。小規模事業者の事業活動の促進を図るためにも、指導員の増員をどうか重ねてお願いをいたします。この問題に関連をしてお伺いしたいのでありますけれども、商工会、商工会議所のPR活動でございます。

先ほども申し上げましたが、どんなにすばらしい制度、政策であつたいたしましても、それをPRして国民に周知徹底されなければ宝の持ちぐされである、このように私は考えます。そのよ見本が倒産防止共済制度であります。私もよくテ

レビ、新聞等で宣伝されているのを見ました。すけれども、この効果は非常に大きいと思われます。というのも、実は何人かの地元の中小企業の社長さんにお会いしましたときに、倒産防止共済制度に入ったおかげで連鎖倒産から免れましたという話を伺つたことがあります。聞くところによりますと、その社長さんは、テレビ、新聞等の宣伝を見まして制度に加入したそうですけれども、実際、統計上でも危機回避率は、平成元年度で七六%、同二年七八・九%、同三年七三・四%、非常に高くなつておるのです。こうした数字を見るに、PR活動による宣伝効果といふのは一目瞭然であります。こうした意味で、商工会、商工会議所も定期的にテレビや新聞等でPRを行いまして、中小企業庁も財政的なバックアップを含めまして積極的に推進すべきではないか、このように思います。手短にお答えを願いたいと思います。

○井出政府委員 御指摘のように、商工会、商工会議所におきまして、ポスター、パンフレットによる経営改善普及事業の広報、それから県連のニュースの発行、あるいは講習会等々による小規模企業共済でございますとか倒産防止共済でございますとかいうふうなもの積極的な普及を今後とも続けてまいりたいと考えております。

それからまた今回の法律の中で、小規模事業者の経営改善発達を支援するための商工会、商工会議所等々に対する基本的な指針というものを中小企業近代化審議会でお決めいただくことになつてしまつて農村とは違つたある種の傾向といいますか、態度といふうなものもまた見られるのかと感じておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても組織率の向上自身が、政策の普及という観点、政策の効果をあらわしめるためにも大変重要なことでございますので、今後とも組織率の向上に向けて役員あるいは事務局の組織を挙げまして、未加入の人たちに対し組織への参加要請を継続的に行ってまいりたいと思いますし、先ほど申し上げました小規模企業振興委員制度などもそういうふうなものに役立つのではないかと思つております。

○長田委員 商工会議所の事務局長さんといろいろ話している間に、驚いたことに組織率の低さが挙げられました。私は小規模事業者は大体一〇〇%近くの組織率だらうと考えておりましたところが、これは全国平均で三三・三%なのですね。東

京に限つて申し上げますと一三%だというのです。余りの低さに私はびっくりしたのでありますけれども、何でこのように組織率が低いのか、この点、中小企業庁はどうお考えでしょうか。もう一つ、今回の法律案は小規模事業者の支援制度に入つたおかげで連鎖倒産から免れましたという話を持ったことがあります。聞くところによりますと、その社長さんは、テレビ、新聞等の宣伝を見まして制度に加入したそうですけれども、実際、統計上でも危機回避率は、平成元年度で七六%、同二年七八・九%、同三年七三・四%、非常に高くなつておるのです。こうした数字を見るに、PR活動による宣伝効果といふのは一目瞭然であります。こうした意味で、商員、非会員の間に特典を受ける不公平というもののが生じないだろか、この点が懸念されます。この二点について手短にお答えいただきたいと思います。

○井出政府委員 お答え申し上げます。組織率につきましては、全国平均で商工会につきまして約六五%，商工会議所につきまして三三・四%ということがあります。東京都においては、御指摘のように、全国の商工会議所平均よりもかなり低い数値になつております。都市といわゆる農村との間に非常に組織率の違いがありますが、このように思ひますが、手短にお答えを願いたいと思います。

○長田委員 私は、組織率の低いといふ点は、やはり金融、お金の調達、そういう点でいうと、私は、組織率をしつかり、組織陣というか指導員の体制をしつかりつくりまして、さらにこれを会員とか商工会議所を利用していらないという部分が実はあるのですね。そういう点でいうと、私は、もう少し経営陣をしつかり、組織陣といふか指導員の体制をしつかりつくりまして、さらにこれを農村と同じような形で組織率を高めるというのにはなかなか大変なことがあります。

同時にまた都会におきましては組織への参加につきまして農村とは違つたある種の傾向といいますか、態度といふうるものもまた見られるのかと感じておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても組織率の向上自身が、政策の普及という観点、政策の効果をあらわしめるためにも大変重要なことでございますので、今後とも組織率の向上に向けて役員あるいは事務局の組織を挙げまして、未加入の人たちに対して組織への参加要請を継続的に行ってまいりたいと思いますし、先ほど申し上げました小規模企業振興委員制度などもそういうふうなものに役立つのではないかなと思つております。

この問題について、中小企業庁も毎年の施策の中、若手後継者等育成事業の拡充という項目で、平成五年度で十六億八千五百万円の予算を計上しておりますが、特に商工会、商工会議所関連でも、地方の商工会、会議所当たり約五十万円程度なんですね、予算配分が。青年部、婦人部の

活動に寄与しておるわけがありますが、ただ、ここでこのような金額では何もできないという実情です。実は、先日中小企業庁の方にこの問題をお話ししましたところ、この既存の青年部の活動、育成について話を聞いていました。しかし、本來の後継者問題は、親の仕事を嫌い、店や会社を繼ぐうとしない若者に対しまして、どうしたら親の仕事を継ぐよう説得できるかを真剣に考えることが大事ではないでしょうか。確かに、現在小規模事業に携わっている青年部を育成することも大切ではあります。しかし、私にはどうしても積極的な後継者育成と受けとめることができます。現場の経営指導員には親の仕事を継がない若者の相談が多く持ち込まれておるわけでありますけれども、中小企業庁はよくこの点については認識をしていただきたい。こうした中小企業庁の認識のずれというものがどうも施策の後追いとか過ちにつながつてているのではないかということを私は強く感じました。そういう意味で、中小企業庁の担当官もぜひそうした現場に足を運んで、肌で感じ、その目で確かめる、そういう中での施策こそ大事ではないか。やはり政治は生き物です。そういう意味で、どうかひとつ足を運んでいただいて現場の生の声を聞いていただきたい、そして施策を講じていただきたい、私はこれを強くお願ひするところでございます。この点につきまして通産大臣の所感をお述べいただきまして、終わりといたします。

○森国務大臣 戦後四十年を超えて、高度成長期からまだ約二十年が経過をいたしたわけでございまして、こうした時期に創業されました多くの中小企業が世代交代期を迎えており、このように見ることができます。さらに、我が国経済の全体的な豊かさの向上と意識変化もございまして、後継者問題は中小企業にとって重要な課題となつてゐるというふうに認識をいたしております。

もとより中小企業の後継者の選定、育成は、これは中小企業が自主的な努力によって行われるということは当然基本であろうかと思ひますが、通

商産業省といたしましても、こうした努力を人材養成面などから支援をしてまいりたいと考えます。例えば商工会、商工会議所におきまして、若手後継者体験研修を実施いたしておりまして、今年度からは全都道府県で行いますように拡充いたしましたところでございますし、また、中小企業大学を図つておるところでもございます。今後ともこれらの方策を通じ、そしてまた、今先生からもい

るる御指摘ございましたように、もう少しきめ細かくそうした人たちのお話もよく伺うことも極めて大事なことだと思います。

私は、この間ちょっと秋田へ参りましたときも、三十人はかり使っておられる中小企業の方で、息子が後を継がぬといって困っているんだが、息子が後を継がぬといつて困っているんだとおっしゃるから、東京の大学なんか出でるからだめなんだと私はちょっと冗談にそう言いましたら、いや、そうじゃないんだよ、自分のやつてきた苦労を息子に mataさせると、やはりななかな息子にさせたくないという気持ちも自分は正直言つて、ある。そうすれば、やはり親として最低大学は出しておいてやりたいと思うので出たんだよ、こういうお話をございまして、それなりのいろいろな意味での親の気持ちもございまして、また、やはり何といつても御本人が成長過程の中にあるわけでございますから、そうしたお父さんの仕事、そしてそれによって地域経済、地域社会に対して貢献をしておられる姿、大学を出るところの物の見方と、それから社会などに入つて企業に勤めてから、また自分たちの親のやつていてくるところもござりますし、そういうようなことも、やはりこれから中小企業育成について教育面で十分考えてみる必要があるのではないか、私はこう思つております。

時間がございませんので、先ほど先生から、この法案の提案に対しまして、予算面のことあるいは指導員の充実のこと、PRのこと、さらには利害の調整のこと、組織率のこと、各方面に分かれ

まして、いろいろと先生自身が足を運んでお調べになつたことなども御開陳をいただきまして、大変ありがとうございます。通産省としても中企業庁といたしましても、今後ともこうした商工会、商工会議所の活動のあり方、中小企業の育成に対しまして、十二分に心していきたい、こう考へて、お答えとさせていただきます。

○長田委員 終わりります。

○井上委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となつております両案の審査のため、明二十一日午前十時から参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのとおり決しました。

次回は、明二十一日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十八分散会

平成五年五月十日印刷

平成五年五月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

K